

山梨県公報

号外第十三号

平成二十三年
一月二十一日

日 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第五項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年二月二十一日

山梨県副知事	藤 水 修 次
同	中 込 孝 元
同	岡 込 伸 治
同	大 澤 重 治

1 監査の概要

児童養護施設等に児童の一時保護を委託した場合の委託費については、虐待を受けた児童の委託費に「被虐待児受入加算費」を加算して支給することとなっているが、平成22年6月、中央児童相談所において、平成17年度以降、対象外である里親や病院に誤って支給していたとの新聞報道があった。

中央児童相談所と同様に、児童入所施設等措置費に係る事務を行っている児童家庭課、都留児童相談所及び甲陽学園について状況を聴取したところ、「現在、児童家庭課の指示により、平成17年度から平成21年度の児童入所施設等措置費について調査を行っている。」との回答があった。

また、8月3日に児童家庭課に対して監査委員による定例監査が執行され、その際児童入所施設等措置費については、上記調査結果がまとまったところで改めて聴取することとし、調査結果がまとまり次第監査委員事務局に報告するよう求めた。

その後10月中旬に児童家庭課から監査委員事務局に児童入所施設等措置費の調査結果の報告があった。監査委員事務局では、調査結果の妥当性を検証するため、調査対象となった支出証拠等の関係資料の提出を受けサンプリングによる試査を実施した。その結果、調査結果により明らかになった事例以外にもいくつか事務処理の誤りが確認された。

このため、児童入所施設等措置費に係る随時監査を実施することを前提に児童家庭課、中央児童相談所、都留児童相談所及び甲陽学園に対して平成17年度から平成21年度の児童入所施設等措置費に係る総ての書類の提出を求め11月から精査を開始した。

監査委員事務局では、事務局次長を責任者とする調査班を編成して、総ての書類を精査し、措置費の適用誤りや支出証拠書の不備など事務処理が不適正と思われるものをリストアップし一件毎に関係所属と事実確認を行った。

その結果、当初報告された調査結果を大きく上回る不適正な事務処理が確認されたため、12月10日に監査委員の協議を行い、合議が整ったため、随時監査の実施を決定した。

2 随時監査の対象事項、対象期間及び実施期間

児童入所施設等措置費関係
平成17年度から平成21年度まで

予備監査実施期間 平成22年12月15日から平成23年1月14日まで
 委員監査実施期間 平成23年1月26日から平成23年1月31日まで

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、職員からの事情聴取により実施した。

4 児童家庭課、中央児童相談所、都留児童相談所、甲陽学園の概況

(1) 職員の体制

ア 児童家庭課

児童家庭課には、監査日現在、正規職員20名、非常勤嘱託職員1名が勤務している。

正規職員20名の内訳は事務職員20名である。

イ 中央児童相談所

中央児童相談所には、監査日現在、正規職員32名、臨時職員6名、非常勤嘱託職員

20名が勤務している。正規職員32名の内訳は事務職員29名、医療職員1名、技術職

員2名である。医療職員は医師1名である。事務職員のうち11名は児童福祉司である

ウ 都留児童相談所

都留児童相談所には、監査日現在、正規職員14名、臨時職員10名、非常勤嘱託職員

9名が勤務している。正規職員14名の内訳は事務職員13名、技術職員1名である。事

務職員のうち3名は児童福祉司である。

エ 甲陽学園

甲陽学園には、監査日現在、正規職員14名、非常勤嘱託職員10名が勤務している。

正規職員14名の内訳は事務職員2名、技術職員12名である。技術職員のうち8名は児

童自立支援専門員及び児童生活支援員である。

(2) 規則で定められた組織及び事務執行体制

児童家庭課は、山梨県行政組織規則第3条に定める本庁の福祉保健部に置かれる課である。

事務決裁について、山梨県事務決裁規則が定められており、収入の決定や支出負担行為の決定、収入の通知、支出の命令、国庫負担金及び国庫補助金の申請及び精算に関する事務等について、それぞれ金額等に応じて、決裁がなされている。

歳入の収納及び歳出の支払に関する事務等については、出納局において行っている。

中央児童相談所、都留児童相談所、甲陽学園は、山梨県財務規則において、県の予算の令達を受けてこれを執行する出先機関の「かい」と位置付けられている。

知事からの委任に基づき、税外収入の賦課徴収、令達を受けた予算の支出負担行為及び支出の命令等の事務を執行する権限は、「かい長」としての所長（甲陽学園は園長）にある。

会計管理者からの委任に基づき、歳入の収納及び歳出の支払に関する事務等については、財務審査監等の職にある出納員が行っている。

5 児童入所施設等措置費について

(1) 児童入所施設等措置費の概要

児童入所施設等措置費（以下「措置費」という。）とは、児童福祉法の規定に基づき措置に伴う経費であり、措置の実施主体（県）が、児童入所施設等に入所措置された児童に係る費用を公費負担するものである。（児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号、第8号）

措置に要する経費を県がその財源から支出すべき義務を負うことを支弁と称している。措置費は、概ね事務費（人件費、管理費）と事業費に区分される。人件費は、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費であり、管理費は物件費・旅費等施設の運営に必要な経費である。また、事業費は事務費以外の経費であって、入所児童の処遇に必要な一切の経費である。（平成21年度の措置費（事業費）の項目一覧表は別紙1のとおり）

措置費には国基準分と県単独分があり、国基準分とは、費目及び単価の細目が、国（厚生労働省）の「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱（以下「国の交付要綱」という。）に定められており、県単独分とは、県単独の制度で、費目及び単価の細目が、県の「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付基準以外（法外扶助・負担）の措置費等支弁要綱」（以下「県の支弁要綱」という。）に定められている。

県が支弁した国基準分の措置費については、保護者等からの徴収金を差し引いた額の1/2の額を国が負担することとなり、県は、支弁する当該年度に国から概算交付を受け、翌年度に国から精算額の交付を受けている。

(2) 一時保護・一時保護委託について

県（児童相談所）は、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（要保護児童）に関し、保護者等への指導、あるいは、児童入所施設等への入所や里親への委託などの措置をとるまで、児童を一時保護し、または、適当な者に委託して一時保護することができる。（児童福祉法第33条）

委託を行う例としては、乳児や基本的な生活習慣が自立していない幼児で一時保護所で保護が適当でない場合、一時保護後に医療機関や施設等の専門的な対応が必要とされる場合、これまでの人間関係や育成環境等の連続性を保障する必要がある場合などがある。主な委託先として、児童入所施設等の児童福祉施設、里親、医療機関等がある。

一時保護を委託した場合、県は、国の交付要綱等に基づき、委託先へ一時保護委託費を支弁する。国基準分の措置費と同様に、県が支弁した一時保護委託費の1/2の額を国が負担することとなっている。

(3) 被虐待児受入加算費について

平成16年度に児童入所施設等に入所する被虐待児には、よりきめ細かな支援が必要なことから、措置費を加算する制度として創設された。

平成17年度に、施設入所児童と一時保護委託児童との均衡援助を図るため、虐待により児童入所施設等に対象児童を一時保護委託した場合も加算できるようになった。（平成17年4月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

支給対象施設は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）、障害児施設である。

このうち、障害児施設は平成18年度から、自立援助ホーム、ファミリーホームは平成21年度から支給対象となった。また、障害児施設は一時保護委託時のみが対象となる。

支給対象児童は、一時保護の主な理由が虐待である子供、虐待を受けていたことが児童相談所の記録表により明らかでない子供が対象となる。

支給単価は、児童一人一日当たり850円（平成17～20年度は860円）である。

(4) 措置費の支弁方法について

県が措置費を支弁している施設等には、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、里親、助産施設、児童相談所の一時的保護所がある。

児童養護施設、乳児院、里親に対する支弁は、児童家庭課が行っており、国基準分については、児童養護施設等から提出される概算申請書に基づき、毎月支弁している。単価など国の交付要綱の改正等に伴う差額精算は、児童養護施設等から提出される精算請求書により、当該年度の出納閉鎖（翌年度の5月末）までに支弁している。

県単独自分については、年度末に一括精算払いとしており、児童養護施設等から提出される請求書により、当該年度の出納閉鎖（翌年度の5月末）までに支弁している。

児童相談所は、一時保護所での保護が適当でないと判断し、児童福祉施設や里親、医療機関等に一時保護を委託した場合には、委託先へ一時保護委託費を支弁している。

児童自立支援施設である甲陽学園と児童相談所の一時的保護所は、県立施設のため、措置にかかる費用は、毎年予算計上して支弁し、国基準分については、年度終了後、国庫負担金の実績報告に加え、その1/2の額を国に請求し交付を受けている。

(5) 国庫負担金の実績報告の状況及び県単独自分の支弁状況について

平成17～平成21年度における、国への国庫負担金の実績報告の状況及び県単独自分の支弁状況は次表のとおりであった。

所属	H17	H18	H19	H20	H21	合計
児童家庭課	886,346,816	864,788,192	986,761,643	1,021,251,863	1,054,474,307	4,813,602,821
中央児童相談所	28,278,493	31,960,433	31,685,523	39,682,920	35,897,255	167,504,324
都留児童相談所	1,167,800	22,770,150	24,913,330	25,971,190	27,596,870	102,419,340
甲陽学園	55,770,647	53,811,798	56,109,611	60,297,426	68,432,479	294,421,961
計	971,563,756	973,310,573	1,089,470,107	1,147,203,099	1,186,400,911	5,377,948,446
児童家庭課	13,028,499	13,319,672	13,952,225	14,384,839	15,542,654	70,227,889

注1) 表中の金額には、事務費、医療費を含む。

注2) 児童家庭課には県福祉事務所の措置分を含む。児童家庭課・甲陽学園には本県に居住する児童の県外施設への措置分を含む。都留児童相談所には一時保護の県立施設への委託分を含む。

(6) 扶養義務者に対する徴収金について

県が、児童入所施設等への入所の措置を採った場合、まず、その措置費は県が児童入所施設等に対して支弁を行い、その支弁した措置費について、県は本人又はその扶養義務者の負担能力に応じて徴収することができることとされている。（児童福祉法第56条）

徴収にあたっては、国の交付要綱に児童入所施設徴収金基準額表が定められており、措置児童の属する世帯の所得税、市町村民税などの課税階層の区分に応じて徴収金基準

額（月額）を認定し徴収することとされている。

徴収金にかかる収入の調定は、児童家庭課及び甲陽学園で行っており、次のとおりであった。

所属	児童措置費負担金 翌年5月末日現在の状況					
	H17	H18	H19	H20	H21	
児童家庭課	調定額	13,635,116	16,000,313	17,452,227	17,862,636	17,425,403
	収入済額	2,518,590	3,627,454	3,578,552	3,607,901	2,915,292
	不納欠損額	0	0	0	0	4,489,244
甲陽学園	収入未済額	11,116,526	12,372,859	13,873,675	14,254,735	10,020,867
	調定額	1,343,032	1,375,524	1,356,736	1,538,345	1,655,217
	収入済額	389,039	447,080	413,130	674,918	860,373
甲陽学園	不納欠損額	0	12,877	18,000	0	334,100
	収入未済額	953,993	915,567	925,606	863,427	460,744

注）各年度の調定額には、前年度の収入未済額が含まれている。

6 監査の結果

監査の結果、以下のような事務処理誤りが認められ、集計結果は次の事務処理誤りの類型別集計（全体）のとおりであった。

なお、集計にあたっては、次の基準により整理した。

- ・過大額（過少額）とは、県が国へ国庫負担金の実績報告をした金額が、県が実際に支弁した金額よりも過大（過少）であった金額である。
- ・過大額（過少額）＝ 国庫負担金の実績報告済額 － 実際の支弁済額
- ・過払額（不足額）とは、県が実際に支弁した金額が、国の交付要綱等に基づいて算定した正当な算定額よりも過大（過少）であった金額である。
- ・過払額（不足額）＝ 実際の支弁済額 － 国の交付要綱等に基づいて算定した額
- ・次の集計表の過大額・過払額の欄には、過大額及び過払額が集計されており、過少額・不足額の欄には、過少額及び不足額が集計されている。

事務処理誤りの類型別集計（全体）（平成17年度から平成21年度までの合計額）

項目	被害待児受入加算費		その他の費目		合計	
	過大額 過払額	過少額 不足額	過大額 過払額	過少額 不足額	過大額 過払額	過少額 不足額
ア 適用要件の誤り	14,035,030	0	2,195,340	△100,350	16,230,370	△100,350
イ 適用単価の誤り	20	0	46,100	△119,360	46,120	△119,360
ウ 最終日算入誤り	6,880	0	973,440	0	980,320	0
エ その他の算定誤り	0	△50,740	174,952	△1,264,400	174,952	△1,315,140
オ その他の国庫負担金の報告誤り	120,400	△1,733,320	43,800	△7,881,627	164,200	△9,615,347
合計	14,162,330	△1,784,460	3,433,632	△9,365,737	17,595,962	△11,150,197

②児童家庭課分

項目	国基準分		県単独分		合計	
	過大額 過払額	過少額 不足額	過大額 過払額	過少額 不足額	過大額 過払額	過少額 不足額
ア 里親	297,382	△422,605	196,104	△143,898	493,486	△566,503
イ 児童養護施設、乳児院等	885,632	△6,145,520	23,358	△256,000	908,990	△6,401,520
合計	1,183,014	△6,568,125	219,462	△399,898	1,402,476	△6,968,023

③全体

項目	国基準分		県単独分		合計	
	過大額 過払額	過少額 不足額	過大額 過払額	過少額 不足額	過大額 過払額	過少額 不足額
全体	18,778,976	△17,718,322	219,462	△399,898	18,998,438	△18,118,220

事務処理誤りの類型別集計の内訳は次のとおりである。

なお、「国庫負担金の報告」とは、「国庫負担金の実績報告」の意味であり、委託先等に對して金銭の支払いがあったものについては「支給」という語を用いている。

- (1) 被害待児受入加算費に関する誤り
ア 適用要件の誤り

① 平成17年度より、虐待により児童入所施設等に対象児童を一時保護委託した場合被害待児受入加算費を加算できるようになったが、被害待児受入加算費の対象とならない児童相談所の一時保護所に保護の児童について、国庫負担金の報告に含め過大に交付を受けていたもの。（一時保護所保護分）

過大額 4,471人 3,845,060円（都留児童相談所 4,471人 3,845,060円）
（内訳）

- ・ 都留児童相談所 一人一日当たり 860円×4,471人＝3,845,060円

注）人数は監査対象期間中の事務処理誤りにかかる延べ人数である。（以下同じ）

② 被虐待児受入加算費の支給対象となっていない里親や病院等に一時保護委託した場合に、加算費を支給し、過払いとなっているもの。(一時保護委託分)

過払額 2,612人 2,246,130円

(中央児童相談所 2,246人 1,931,370円、都留児童相談所 366人 314,760円)

(内訳)

・中央児童相談所 一人一日当たり 860円×2,227人=1,915,220円

一人一日当たり 850円× 19人= 16,150円

・都留児童相談所 一人一日当たり 860円× 366人= 314,760円

③ 被虐待児受入加算費については、1年間を適用期間としているが、この適用期間を超えている児童数を国庫負担金の報告に含め、過大に交付を受けていたもの。(施設措置分)

過大額 286人 7,493,200円 (甲陽学園 286人 7,493,200円)

(内訳)

・甲陽学園 一人一月当たり 26,200円× (398人-112人) =7,493,200円

④ 被虐待児受入加算費の支給対象となっていない里親や病院等に一時保護委託した場合に加算費を支給し、過払いとなっているもの。なお、これは単価改正(平成21年度から単価が860円から850円に改正)が反映されず支給されたもの。また、報告漏れがあったもの。(一時保護委託分)

過払額 524人 450,640円 (中央児童相談所 524人 450,640円)

(内訳)

・中央児童相談所 一人一日当たり 860円×524人= 450,640円

イ 適用単価の誤り

一時保護委託に要する経費のうち、単価改正(平成21年度から単価が860円から850円に改正)が反映されず支給し、過払いとなっているもの。

上記アの④に含まれるものを除く。(一時保護委託分)

過払額 2人 20円 (中央児童相談所 2人 20円)

(内訳)

・中央児童相談所 一人一日当たり (860円-850円) × 2人= 20円

ウ 最終日算入誤り

一時保護委託に要する経費のうち、被虐待児受入加算費の算定にあたり、一時保護委託の期間最終日は計算上、不算入が原則であるが、算入して支給し、過払いとなっているもの。(一時保護委託分)

過払額 8人 6,880円 (都留児童相談所 8人 6,880円)

(内訳)

・都留児童相談所 一人一日当たり 860円×8人=6,880円

エ その他の算定誤り(算定日数の誤り)

一時保護委託に要する経費のうち、被虐待児受入加算費の算定にあたり、一時保護委託の日数を過少に算定し、支給額が不足していたもの。(一時保護委託分)

不足額 59人 50,740円 (中央児童相談所 59人 50,740円)

(内訳)

・中央児童相談所 一人一日当たり 860円× (69人-128人) = 50,740円

オ その他の国庫負担金の報告誤り(上記アからエを除いた、国庫負担金の実績報告の誤り)

① 一時保護委託に要する経費のうち、被虐待児受入加算費について、支給額と国庫負担金の報告が相違し、過大に交付を受けていたもの。また、報告漏れがあったもの。(一時保護委託分)

過大額 140人 120,400円

(中央児童相談所 134人 115,240円、都留児童相談所 6人 5,160円)

(内訳)

・中央児童相談所 一人一日当たり 860円× 134人= 115,240円

・都留児童相談所 一人一日当たり 860円× 6人 = 5,160円

過少額 1,102人 947,720円 (中央児童相談所 1,102人 947,720円)

(内訳)

・中央児童相談所 一人一日当たり 860円× 1,102人=947,720円 (H17)

注) 過少額△947,720円は、県から施設等へ947,720円が支給されたが、その全額が国庫負担金の報告に計上されていなかったものであり、集計基準により全額を過少額とした。支給額947,720円のうち615,760円は、適用要件を誤ったもの(被虐待児受

(内 訳)

・ 甲陽学園 (入進学支度金) 一人一件当たり 46,100 円 × 1 件 = 46,100 円

③ 就職するために入所措置が解除となった児童を対象に支弁される就職支度費について、単価改正 (平成 19 年度に 69,000 円から 71,000 円に改正) が反映されないまま国庫負担金の報告をして、請求が不足していたもの。

また、高等学校入学児童に支弁される特別育成費 (特別加算費) の単価改正 (平成 20 年度に単価が 57,700 円に改正) が反映されないまま国庫負担金の報告をして、請求が不足していたもの。(施設措置分)

過少額 3 件 △5,200 円 (甲陽学園 3 件 △5,200 円)

(内 訳)

・ 甲陽学園 (就職支度費)

一人一件当たり (69,000 円 - 71,000 円) × 1 件 = △2,000 円

” (特別育成費 (特別加算費))

一人一件当たり (56,100 円 - 57,700 円) × 2 件 = △3,200 円

ウ 最終日算入誤り

① 児童相談所の一時保護所に保護の児童の一般生活費の算定にあたり、一時保護の期間最終日は計算上、不算入が原則であるが、算入して国庫負担金の報告をし、過大に交付を受けていたもの。(一時保護所保護分)

過大額 603 人 940,680 円

(中央児童相談所 385 人 600,600 円、都留児童相談所 218 人 340,080 円)

(内 訳)

・ 中央児童相談所 (一般生活費) 一人一日当たり 1,560 円 × 385 人 = 600,600 円

・ 都留児童相談所 (一般生活費) 一人一日当たり 1,560 円 × 218 人 = 340,080 円

② 一時保護委託に要する経費のうち、一般生活費の算定にあたり、一時保護委託の期間最終日は計算上、不算入が原則であるが、算入して支給し、過払いとなっていたもの。(一時保護委託分)

過払額 21 人 32,760 円

(中央児童相談所 2 人 3,120 円、都留児童相談所 19 人 29,640 円)

(内 訳)

・ 中央児童相談所 (一般生活費) 一人一日当たり 1,560 円 × 2 人 = 3,120 円

・ 都留児童相談所 (一般生活費) 一人一日当たり 1,560 円 × 19 人 = 29,640 円

エ その他の算定誤り (算定日数の誤り、二重払い)

① 一時保護委託に要する経費のうち、一般生活費の算定にあたり、一時保護委託の算定日数を誤って支給し、過払いもしくは支給不足となっていたもの。(一時保護委託分)

過払額 28 人 43,680 円 (中央児童相談所 28 人 43,680 円)

(内 訳)

・ 中央児童相談所 一人一日当たり 1,560 円 × (54 人 - 26 人) = 43,680 円

不足額 56 人 △87,360 円 (中央児童相談所 56 人 △87,360 円)

(内 訳)

・ 中央児童相談所 一人一日当たり 1,560 円 × (392 人 - 448 人) = △87,360 円

② 一時保護委託に要する経費のうち、一般生活費について、重複して支給し、過払いとなっていたもの。(一時保護委託分)

過払額 4 人 6,240 円 (中央児童相談所 4 人 6,240 円)

(内 訳)

・ 中央児童相談所 一人一日当たり 1,560 円 × 4 人 = 6,240 円

③ 事務費の算定にあたり、個別対応職員加算について、単価改正 (平成 19 年度に単価が 9,290 円から 14,940 円に改正) が反映されず過少に報告し、請求が不足していたもの。また、家庭支援専門相談員加算について、適用単価を誤り、過少に報告し、請求が不足していたもの。

過少額 2 件 △1,107,840 円 (甲陽学園 2 件 △1,107,840 円)

(内 訳)

・ 甲陽学園 (事務費) 個別対応職員加算 △1,084,800 円

・ ” 家庭支援専門相談員加算 △23,040 円

④ その他の算定誤り(県の子算から支弁した学校給食費の計算誤りや国庫負担金の対象外の行事を含めて報告し、過大に交付を受けていたもの。また報告漏れがあり、請求が不足していたもの。)

過少額 4件 125,032円 (甲陽学園 4件 125,032円)

(内訳)

- ・ 甲陽学園 (学校給食費) 1件 14,032円
- ・ " (夏季等特別行事費) 3件 111,000円

過少額 3件 69,200円 (甲陽学園 3件 69,200円)

(内訳)

- ・ 甲陽学園 (特別育成費) 1件 200円
- ・ " (夏季等特別行事費) 2件 69,000円

その他の国庫負担金の報告誤り(上記アからエを除いた、国庫負担金の実績報告の誤り)
 ① 一時保護委託に要する経費のうち、一般生活費について、支給額と国庫負担金の報告が相違しており、過大に交付を受けていたもの。また、請求漏れがあり、未請求であったもの。(一時保護委託分)

過大額 31,200円

(中央児童相談所 21,120円、都留児童相談所 6人 10,080円)

(内訳)

- ・ 中央児童相談所 (一般生活費) 21,120円
- ・ 都留児童相談所 (一般生活費)

一人一日当たり 1,560円 × (242人 - 239人) = 4,680円
 一人一日当たり 1,800円 × (130人 - 127人) = 5,400円

過少額 2,240人 3,495,120円 (中央児童相談所 2,240人 3,495,120円)

(内訳)

- ・ 中央児童相談所 (一般生活費)

一人一日当たり 1,560円 × 2,240人 = 3,494,400円
 その他に支給額と報告額とが相違していたもの 720円

② 一般生活費以外の費目について、国庫負担金の報告漏れがあり、未請求であったもの

過少額 1,463,547円

(中央児童相談所 261,045円、甲陽学園 6件 1,202,502円)

(内訳)

- ・ 中央児童相談所 (教材費) 1件 14,695円
- ・ " (学校給食費) 1件 17,280円
- ・ " (特別育成費) 一人一月当たり 22,270円 × 8人 = 178,160円
- ・ " (医療費(実費分)) 1件 540円
- ・ " (乳児等受入加算費) 平成21年度新設

一人一日当たり 2,190円 × 23人 = 50,370円

・ 甲陽学園 (特別育成費(特別加算費))

- 一人一月当たり 56,100円 × 1人 = 56,100円
- 一人一月当たり 67,000円 × 1件 = 67,000円
- 一人一月当たり 69,000円 × 1件 = 69,000円
- 一人一月当たり 71,000円 × 1件 = 71,000円

- ・ " (見学旅行費) 1件 55,900円
- ・ " (医療費) 1件 883,502円

③ 一般生活費のうち、被服の支給を必要としない児童の被服費について、国庫負担金が報告され、過大に交付を受けていたもの。

過大額 4人 12,600円 (都留児童相談所 4人 12,600円)

(内訳)

- ・ 都留児童相談所 (被服費)

一人一件当たり 3,150円 × 4人 = 12,600円

④ 県立施設へ一時保護を委託した児童について、国庫負担金の報告漏れがあり、未請求であったもの。(県立施設委託分)

過少額 1,806人 2,922,960円

(内訳)

- (一般生活費) 平成17年度 一人一日当たり 1,560円 × 61人 = 95,160円
- " 平成18年度 一人一日当たり 1,560円 × 129人 = 201,240円
- " " 一人一日当たり 1,800円 × 196人 = 352,800円

" 平成19年度 一人一日当たり 1,560円×△588人=△917,280円
 " " 一人一日当たり 1,800円×△133人=△239,400円
 " 平成20年度 一人一日当たり 1,560円×△588人=△917,280円
 " " 一人一日当たり 1,800円×△111人=△199,800円

(3) 児童家庭課における里親、民間施設への支弁における誤り

里親、児童養護施設、乳児院等に対する支弁は、児童家庭課が行っており、次のとおり誤りがあった。

ア 里親への支弁における誤り

① 一般生活費について、月の中途の措置児童について日割計算すべきところ、日割計算しないで支給し、過払いとなっていたもの。また、日割計算を誤って支給したため、支給額が不足していたもの。

過払額 6件 107,400円

(内訳)

・(一般生活費) 6件 107,400円

不足額 2件 △8,868円

(内訳)

・(一般生活費) 2件 △8,868円

② 措置が継続された児童について、措置費が未支給となっていたもの。

不足額 3人 △81,940円

(内訳)

・(里親手当) 一人一月当たり 33,000円×△1人 = △33,000円

・(一般生活費) 一人一月当たり 47,680円×△1人 = △47,680円

・(児童用採暖費) 一人一月当たり 1,260円×△1人 = △1,260円

③ 見学旅行の証明書が添付されていたが、見学旅行費が未支給であったもの。

不足額 1人 △108,200円

(内訳)

・(見学旅行費) 一人一年当たり 108,200円×△1人 = △108,200円

④ 里親へ学校給食費及び一般生活費が未支給であったが、国庫負担金の報告に含め、過大に交付を受けていたもの。

不足額 2件 △96,160円

過大額 2件 96,160円

(内訳)

・(学校給食費) 95,760円 (一般生活費) 400円

注) 過大額 96,160円は、県から里親に未支給であったが、国庫負担金の報告に含まれており、過大に交付を受けていたものである。集計基準により不足額と過大額の両方に 96,160円を含めて集計してある。

⑤ その他の誤り(生活指導訓練費・保育材料費の適用要件の誤りによる過払い、里親受託支度金・学校教育費の未支給等)

過払額 83件 289,926円

不足額 26件 △271,335円

イ 児童養護施設、乳児院等への支弁における誤り

① 月の初日に措置されている児童が対象となる措置費の項目を月の途中で措置された児童に適用し、過払いとなっていたもの。また、月の初日に措置されている児童について、措置費が未支給であったもの。

過払額 15人 711,450円

(内訳)

・(一般生活費) 一人一月当たり 47,430円×(377人-362人) = 711,450円

不足額 5人 △237,150円

(内訳)

・(一般生活費) 一人一月当たり 47,430円×(197人-202) = △237,150円

② 児童養護施設から事務費(加算費)の申請書が提出され、県で認定していたが、施設からの請求漏れやその確認漏れがあり、未支給であったもの。

不足額 2件 △5,676,710円

(内訳)